

必読

暮らしの法律ナビ

No.57 相続制度の
改正案について

法務省が中心となり相続制度の改正案が検討されている。同制度は昭和55年以来大きな見直しはされておらず、その間に高齢化社会、晩婚化、非婚化、再婚家庭の増加等社会は大きく変化してきた。主な改正案を紹介する。

① 配偶者の居住権を保護

する方策↓故人と居住してきた自宅に引き続き居住できる権利を創設する。

② 配偶者の相続割合の見直し↓婚姻期間が長期で故人の財産形成又は維持に貢献している者を保護。

③ 自筆証書遺言の方式緩和↓全て自筆でなくとも一部代筆やパソコン等で作成可能にする。

④ 遺留分制度の見直し↓原則金銭で精算するものとし、例外的に現物を返還する。

⑤ 故人の療養看護に努めた親族の貢献を考慮する方策↓全く療養看護しなかった相続人の不公平感を考慮し新たな権利を創設する等が提示されている。

重要な法改正なので皆様も注視して下さい。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>